

相模原市総合都市交通計画策定業務委託企画提案要領

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

本市では、「相模原市総合計画」（令和2年3月策定）と、これに基づく「相模原市都市計画マスタープラン」（令和2年3月策定）及び「相模原市立地適正化計画」を上位計画とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下、「地域交通法」という。）第5条に基づく地域公共交通計画として、令和4年3月に「相模原市総合都市交通計画」（以下、「交通計画」という。）を策定し、交通施策を推進してきた。また、地域交通法の改正（令和5年法律第18号）など交通政策を取り巻く環境変化や新たに顕在化した課題への対応に向け、交通計画の一部見直しを行う（令和7年12月）とともに、施策のアップデートにも取り組んできたところである。

そうした中、上位計画である相模原市総合計画、相模原市都市計画マスタープラン及び相模原市立地適正化計画について、令和9年度末までに改定を行う予定であることから、これと連携・協調し、交通計画についても、抜本的な見直しを行う予定である。

本業務は、新たな交通計画の策定に向け、データを活用した現状診断を踏まえ、交通計画の原案の作成を行うほか、相模原市地域交通活性化協議会及び府内会議における資料調製等の運営支援を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容及び成果品

別紙1「相模原市総合都市交通計画策定業務委託仕様書」によるものとする。

(3) 業務のスケジュール

業務内容	令和8年度				令和9年度			
	1	2	3	4	1	2	3	4
	計画準備 計画の枠組み検討 現状診断 地域交通の機能の整理 協議会運営支援				施策の設定 KPI・目標値の設定 計画取りまとめ パブリックコメント支援 協議会運営支援			

2. 参加申込書の作成及び企画提案書の作成上の留意事項

（1）参加表明書

記載様式は、様式－1 「参加申込書」とし、A4判1枚に記載する。

（2）企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

本要領又は別添の様式に示した条件等に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

（3）企画提案書の作成方法及び提出部数

企画提案書の様式は、別添様式－4～11（様式－6を除く。A4判。）に示すとおりとする。

- 1) 書類作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- 2) 文字サイズは10.5ポイント以上で作成することとする。
- 3) 様式－4～11（様式－6及び7を除く）、参考見積の順で綴り、提出部数は7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、正本1部には様式－7を加え、様式－7及び参考見積書に会社代表者印を押印することとし、副本6部のうち5部はフラットファイル（フラットファイルに会社名は記載しないこと）で提出すること。

※ 副本については、社判、ロゴマーク等、企業名を推定できるものについても記載をしないこと。なお、当該記載があった場合には、発注者において提案者の許可なく当該部分を黒塗りにし、審査の資料とすることがある。

（4）企画提案書等の内容に関する留意事項

1) 予定技術者の経歴等

配置予定の管理技術者、担当技術者、照査技術者について経歴等を記載する。

手持ち業務は令和8年4月1日時点で予定されているものを記載する。

※配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合には、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記する。

記載様式は様式－4とし、配置予定技術者1名につきA4判1枚に記載する。

予定技術者の保有資格等について、確認できる書類の写しを添付する。

2) 予定技術者の同種・同類業務実績

配置予定の管理技術者、担当技術者が過去に従事した①交通に関するマスタープラン・戦略、②地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画を含む。）又は③同類業務の実績について記載する。平成27年度以降に完了した業務を対象とする。

※ 同類業務とは、国又は地方公共団体から受託した、都市計画マスタープラン又は土地適正化計画の検討に関する業務をいう。

記載する業務数は、技術者1名につき、最大3件までとする。

記載様式は様式-5とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につきA4判1枚に記載する。

3) 業務実施体制

配置予定の管理技術者、担当技術者、照査技術者を記載する。

記載様式は様式-8とし、A4判1枚に記載する。

4) 業務の実施方針

本業務の実施方針、業務フローチャートについて簡潔に記載する。

記載様式は様式-9とし、A4判3枚以内（A4横使い、A3横使いで折込も可）に記載する。

5) 工程計画

本業務の工程計画について簡潔に記載する。

記載様式は様式-10とし、A4判1枚（A4横使い、A3横使いで折込も可）に記載する。

6) 評価テーマに対する技術提案

技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

テーマ①：都市構造や地域交通に関する現状診断

取り扱うデータの種類や分析・解析方法を整理するとともに、以下の検討に関する提案を行うこと。

- ・様々なデータの収集・解析による現状分析や環境変化の整理
- ・「交通空白」（時間帯空白も含む）となる地域を判断するための基準の検討方針
- ・優先順位の高い課題の検討方法

テーマ②：地域交通の機能の整理と地域交通ネットワークの構築

上位計画等や現状診断結果の反映方法、地域交通の機能の整理の考え方、地域交通ネットワークの構築の考え方を整理するとともに、以下の検討に関する提案を行うこと。

- ・交通モードの種別ごとに地域交通が担うべき機能の検討方法
- ・地域交通ネットワークの将来像とその実現に向けた施策等の検討方法

記載様式は様式-11とし、（1テーマにつき）A4判2枚以内に記載する。

7) 参考見積

様式は特に定めないが、本業務について、特定テーマに対する企画提案に係る経費を含め、内訳をつけて記載する。

(5) 関連資料の閲覧

1) 閲覧資料

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧できる。

ア. 総合都市交通計画等検討業務委託報告書（令和元年度～令和3年度）

イ. 相模原市次期都市計画マスタープラン等策定検討調査業務委託（平成29年度）

ウ. 相模原市都市計画マスタープラン等策定業務委託（平成30年度、令和元年度）

①閲覧場所

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課

所在：相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 第1別館4階

②閲覧期間

令和7年2月10日（火）から令和7年3月12日（木）までの土曜、日曜日及び休日を除く毎日午前9時30分から午後4時まで。

※事前に電話連絡により日程調整のうえ閲覧すること

2) その他参考資料

相模原市ホームページ

・相模原市都市計画マスタープラン（令和2年3月策定）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/masterplan/index.html>

・相模原市立地適正化計画（令和2年3月策定）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/1019719.html>

・相模原市総合都市交通計画（令和4年3月策定）及び一部改定版（令和7年12月策定）

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/toshikotsu/1004813/new_plan/index.html

3. 企画提案の評価項目

企画提案の主な評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 予定技術者について(経験及び能力、専門技術力、取組姿勢、プレゼンテーション能力等)
- (2) 実施方針について(業務の理解度、実施手順、工程表等)
- (3) 特定テーマなどの企画提案について(的確性、具体性・実現性、整合性等)

4. 企画提案の選考について

(1) 選考体制

企画提案の評価については、評価委員会を設置して実施する。

(2) 選考結果の通知

企画提案の評価結果については、後日、全ての参加者に対し、書面にて通知する。

(3) その他

選考結果に対する異議申し立ては認めない。

以 上

<問合せ先>

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課 交通計画班

担当：落合・板倉

電話：042-769-8249 (直通)

E-mail アドレス：

toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp

所在：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 第1別館4階